

答申第81号

平成27年(2015年)3月30日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年3月12日付け札幌医第5783号をもって諮問のありました下記の件について、裏面のとおり答申します。

記

法令に基づく照会に対する個人情報の回答について（個人情報の外部提供）

答 申

当審議会は、法令に基づく照会に対する個人情報の回答について、下記の基準を遵守しつつ、別紙に示す根拠法令及び事務の基準の範囲内で回答することについては妥当であると判断します。

なお、今回諮問した以外の法令、事務について回答する場合はもちろん、実際の運用に当たって基準に該当するかどうか明確でないものについては、改めて審議会に事前に諮問し、意見を聴く必要があると考えます。

記

- 1 所定の様式による書面により依頼があるものに対してのみ回答すること。
- 2 対象が特定されているとともに、必要とする項目が明記されているものに対してのみ回答すること。
- 3 プライバシーの保護については、特に慎重を期すこと。

根拠法令 国税通則法第74条の12第6項

	所管課名	個人情報取扱事務の概要		回 答 基 準
		事務の名称	事務の目的	
	保)保健所 医療政策課	医務関係施設許可等事務	医療法等関係法令に基づく医療関係施設の許可等を行い、市民の健康保持に寄与する。	法令に基づく照会があった場合に、必要最小限の下記の項目について回答する。 <回答項目> ① 開設許可(届出)の有無、開設年月日 ② 施設の名称、所在地、電話番号 ③ 診療科目、病床数 ④ 施術所の業務の種類 ⑤ 開設者の氏名・住所 ⑥ 開設者が法人の場合は、開設者の電話番号 ⑦ 管理者の氏名 ⑧ 施設の許可・届出等の種類 ⑨ ⑧についての許可(届出)年月日、許可(届出)番号 ⑩ 廃止届出がされた施設の名称、所在地、廃止年月日、廃止届出年月日、開設者の氏名・住所

答申第78号

平成27年(2015年)3月30日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会
会長 常本照樹

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審
査会条例第2条第1項第1号の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年12月10日付け札行情第887号をもって諮問のありました下記の件につ
いて、別紙のとおり答申します。

記

番号法制定に伴う札幌市の個人情報保護制度のあり方について

番号法制定に伴う札幌市の個人情報保護制度のあり方について
(答申)

平成27年3月

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

答申にあたって

札幌市においては、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的として、平成8年4月から札幌市個人情報保護条例を施行し、個人情報保護制度の適切な運用を行っているところです。

このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及びその関連法令が平成25年5月に成立し、いわゆる「マイナンバー制度」が導入されることになりました。

マイナンバー制度では、国民一人ひとりに個人番号が付番されることになり、その個人番号を通して、複数の機関ごとに保有されている個人情報が同一人の情報であることを確認し、相互に利用することが可能となるため、国民の利便性の向上と行政事務の効率化が図られることとなります。

一方で、個人番号は高度な個人識別性を有するため、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を追跡・名寄せ・突合することが容易に可能となり、集積・集約された特定個人情報が不正に取り扱われた場合には、従来の個人情報と比較して、個人の権利利益の保護により一層重大な支障を及ぼすこととなります。

そのため、番号法は、個人番号及び特定個人情報について厳格な保護措置を講じており、地方公共団体に対し、番号法において国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるよう求めています。

このような状況の中で、札幌市情報公開・個人情報保護審議会は、平成26年12月に札幌市長より「番号法制定に伴う札幌市における個人情報保護制度のあり方について」の諮問を受け、これまで4回にわたり審議を重ねた結果、本書のとおり意見を取りまとめるに至りましたので、ここに答申いたします。

札幌市は、この答申の趣旨を尊重し、さらに十分な検討を加え、条例改正を含む必要な措置を講じて、個人情報保護制度のより一層の充実を図ることを期待します。

平成27年3月30日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 常 本 照 樹

目 次

答申にあたって

1	個人情報の定義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特定個人情報（情報提供等記録を除く）の目的外利用について・・・・・・・・	1
3	情報提供等記録の目的外利用について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	特定個人情報の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求において任意代理人による請求を 認めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求の事由の追加について	5
7	情報提供等記録の利用停止請求を認めないことについて・・・・・・・・	6
8	情報提供等記録の訂正の通知先について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	特定個人情報の開示請求に係る手数料の減免について・・・・・・・・	7
10	他の法令による開示の実施との調整に関する規定について・・・・・・・・	8

【参考資料】

1	諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	札幌市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿・・・・・・・・	10
3	札幌市情報公開・個人情報保護審議会での審議経過・・・・・・・・	11

1 個人情報定義について

- 番号法において規定されている特定個人情報等の定義に基づき、個人情報保護制度の運用上必要となる定義を追加する必要がある。
- 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「現行条例」という。）の個々の条文の趣旨に応じ、対象となる個人情報の範囲を明確にすることを検討する必要がある。

【説明】

番号法第2条では、番号法において新たに設けられた特定個人情報の概念について定義している。本市においても特定個人情報を保有することとなるため、個人情報保護制度の運用上必要な定義について、現行条例に追加する必要がある。

また、特定個人情報は、基本的には現行条例の個人情報に該当するが、現行条例の個人情報の定義において除外されている「法人その他の団体の役員に関する情報」や「事業を営む個人の当該事業に関する情報」もその対象に含まれている。

そのため、番号法と現行条例の定義の違いにより、個人情報に該当しない特定個人情報が生じることとなるため、現行条例の個々の条文の趣旨に応じて、対象となる個人情報の範囲を明確にするなどの対応を検討する必要がある。

2 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の目的外利用について

- 情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用については、番号法と同様の目的外利用ができる場合に限り認めることが妥当である。
- 同一実施機関内において個人番号が利用できる事務の間で特定個人情報の授受を行うことについて、条例上の規定を整備することが妥当である。

【説明】

番号法第29条では、事務の目的の範囲を超えた特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつ

て、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ行うことができるよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定を読み替えており、許容される例外事由を厳格に規定している。

番号法第31条において、地方公共団体は国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるものとされているため、現行条例の特定個人情報の目的外利用ができる事由についても、番号法第29条で規定されている場合のみとすることが妥当である。

また、同一地方公共団体内部の同一の実施機関内で特定個人情報の授受を行うことは、番号法が原則として禁止する特定個人情報の目的外利用に該当する可能性があるため、同一実施機関内において個人番号が利用できる事務の間で特定個人情報の授受を行うことについて、条例上の規定を整備することが妥当である。

【参考】個人番号の利用範囲

目的内利用	① 番号法別表第1に記載された範囲（第9条第1項）
	② 福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務またはこれらに類する事務であって、条例に規定された範囲（第9条第2項）
	③ 上記①②の事務処理のために法令又は条例に基づき、他人の個人番号を利用した事務を行う範囲（第9条第3項）
	④ 特定個人情報保護委員会による調査等、第19条第11号から第14号までに該当する範囲（第9条第5項）
目的外利用	① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき
	② 激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合（第9条第4項） ※金融機関に該当する地方独立行政法人等のみ該当する

3 情報提供等記録の目的外利用について

- 情報提供等記録の目的外利用は認めないことが妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、自己に関する特定個人情報について不適切なやり取りが行われていないか確認することができるよう保存された、番号法第19条第7号の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを介して行われた特定個人情報の授受に関する記

録であり、そもそも目的外の利用が想定されないことから、目的外利用を一切認めないよう、番号法第30条において行政機関個人情報保護法の規定を読み替えている。

情報提供等記録の目的外利用を認めないこととする番号法の措置を踏まえ、現行条例についても、情報提供等記録の目的外利用を認めないこととするのが妥当である。

4 特定個人情報の提供について

- 特定個人情報の提供が認められる場合について、現行条例の規定によらず番号法第19条各号に定める場合のみとする必要がある。
- 本市の異なる実施機関の間で特定個人情報の提供を行うことについて、条例上の規定を整備することが妥当である。

【説明】

番号法では、特定個人情報が提供できる場合を、第19条各号に定める場合のみに限定しており、番号法に定める事由以外での提供を禁止している。現行条例に規定する個人情報の提供が認められる場合とは扱いを異にすることから、現行条例においても、特定個人情報の提供が認められる場合を番号法が定める場合のみとする必要がある。

また、番号法第19条第9号は、地方公共団体は条例で定めることにより、同一地方公共団体内の異なる機関の間で特定個人情報の提供を行うことができる旨を定めているため、本市の異なる実施機関の間で特定個人情報の提供を行うことについて、条例上の規定を整備することが妥当である。

【参考】番号法第19条

- ① 個人番号利用事務（社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められた事務）の処理に必要な限度（第19条第1号）
- ② 個人番号関係事務（個人番号利用事務に関して、法令に基づき行われる他人の個人番号を利用する事務）の処理に必要な限度（同第2号）
- ③ 本人による個人番号利用事務等実施者への提供（同第3号）

- ④ 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供（同第4号）
- ⑤ 委託、合併等に伴う事業継承（同第5号）
- ⑥ 住民基本台帳法の一定の規定に基づく場合（同第6号）
- ⑦ 情報提供ネットワークシステムの使用（同第7号）
- ⑧ 地方税法に基づく国税連携・地方税連携（同第8号）
- ⑨ 条例に基づく同一地方公共団体内の機関間の提供（同第9号）
- ⑩ 社債・株式等の振替制度における提供（同第10号）
- ⑪ 特定個人情報保護委員会への提供（同第11号）
- ⑫ 国会法等に基づき、一定の公益上の必要があるとき（同第12号）
- ⑬ 生命・身体・財産の保護（同第13号）
- ⑭ 特定個人情報保護委員会規則に基づく場合（同第14号）

5 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求において任意代理人による請求を認めることについて

- 特定個人情報の開示・訂正・利用停止（情報提供等記録に係るものを除く）請求（以下「開示請求等」という。）をすることができる者については、本人及びその法定代理人に加え、任意代理人を認めることとし、特定個人情報を除く個人情報の開示請求等を行うことができる者については、現行条例と同様に、本人及びその法定代理人とすることが妥当である。
- 任意代理人による開示請求等については、当該請求等を委任した本人に委任の意思を確認するなど慎重な運用を図るべきである。

【説明】

個人番号は、国民全員に付番されるものであり、自己に関する特定個人情報が不正に取り扱われていないかとの国民の懸念に対応するためには、開示請求等を容易に行うことを可能とすることが求められる。マイナンバー制度では、情報提供等記録開示システム（以下「マイ・ポータル」という。）という情報システムにより自己に関する特定個人情報の閲覧等を可能とすることを予定しているため、

情報システムを利用した閲覧が困難な方についての配慮が必要となる。

番号法第29条及び第30条では、特定個人情報の開示請求等について、任意代理人による請求を認めるよう、行政機関個人情報保護法の規定を読み替えており、番号法第31条において、地方公共団体は国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるものとされているため、特定個人情報の開示請求等については任意代理人による請求を認めることが妥当である。

一方、特定個人情報を除く個人情報の開示請求等を行うことができる者については、請求権を広く認めることによりかえって個人の権利利益を侵害するおそれが生じることや、行政機関個人情報保護法においても従前どおり任意代理人による請求を認めていないことから、現行条例の規定を維持することが妥当である。

なお、任意代理人による特定個人情報の開示請求等については、なりすまし等による請求を防止するため、当該請求等を委任した本人に対し、委任の意思を確認するなど、慎重な運用を図るべきである。

6 特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求の事由の追加について

- 情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求について、現行条例における利用停止請求の事由を追加することは妥当である。

【説明】

現行条例では、開示決定に基づいて開示を受けた自己に関する個人情報が、現行条例の規定に違反して取り扱われていると認める場合には、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）を行うことが認められている。

情報提供等記録を除く特定個人情報についても、現行条例の規定と同様に、その適正な取扱いを確保するため利用停止請求が認められる必要があるが、番号法には、さらに番号法に違反する行為のうち特に不適正なものが行われた下記の場合について、利用停止請求を認めることとしている。

情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求が認められる場合として番号法

が定める事由を踏まえ、現行条例における利用停止請求の事由を追加することが妥当である。

【番号法第29条による読替により追加された利用停止事由】

- ① 利用制限に対する違反（番号法第29条）
- ② 収集制限・保管制限に対する違反（番号法第20条）
- ③ ファイル作成制限に対する違反（番号法第28条）
- ④ 提供制限に対する違反（番号法第19条）

7 情報提供等記録の利用停止請求を認めないことについて

- 情報提供等記録の利用停止請求を認めないことは妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、総務大臣が設置、管理する情報提供等ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、不適法な取得がなされたり、利用・提供の制限の規定に違反して取り扱われることが想定されておらず、また、仮にこうした事態が発生したとしても、不正な情報提供がなされていないか等を確認するために継続して利用する必要性が高いと考えられる。

そのため、番号法第30条では、情報提供等記録について利用停止請求を認めないよう、行政機関個人情報保護法の規定を読み替えており、情報提供等記録について利用停止請求を認めないこととする番号法の措置を踏まえ、現行条例においても情報提供等記録の利用停止請求を認めないこととするのが妥当である。

8 情報提供等記録の訂正の通知先について

- 情報提供等記録の訂正について、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者へ通知することは妥当である。

【説明】

情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣において記録・保管されるものであることから、番号法第30条では、情報提供等記録を訂正した場合、特定個人情報の授受を行った者及び総務大臣に通知をするよう、行政機関個人情報保護法の規定を読み替えている。

現行条例においても、国の行政機関が講じることとされている措置の趣旨を踏まえ、情報提供等記録の訂正を実施した場合において必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知することは妥当である。

9 特定個人情報の開示請求に係る手数料の減免について

- 特定個人情報の開示請求に係る手数料については徴収しないこととし、写しの交付に要する費用は請求者の負担とするよう、現行条例の規定を維持することが妥当である。

【説明】

個人番号は、国民全員に付番されるものであり、自己に関する特定個人情報が不正に取り扱われていないのかとの国民の懸念に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、自己に関する特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。

そのため、番号法は、経済的困難その他特別な理由があるときとは、開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができるように行政機関個人情報保護法の規定を読み替えている。

現行条例は、開示された個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける場合、その写しの交付に要する費用を負担しなければならないが、開示請求に係る手数料については徴収しないこととしている。

すなわち、現行条例の規定に基づく開示請求について、開示された個人情報が記録された公文書等は無料で閲覧が可能であり、既に経済的困難その他特別な理由に対する配慮がなされているため、当該規定を維持することが妥当である。

10 他の法令による開示の実施との調整に関する規定について

- 特定個人情報の開示について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めることは妥当である。

【説明】

現行条例は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報が現行条例の規定と同一の方法で開示することとされている場合には、現行条例に基づく開示を重ねて認める実益が乏しいため、これを認めないこととしている。

これに対し、マイナンバー制度では、マイ・ポータルを新設し、自己に関する特定個人情報を容易に確認できる仕組みを導入することとしており、他の法令の規定により開示が実施される場合であっても、マイ・ポータルによる開示の実施の方が、より国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。そのため、番号法では、他の法令の規定により同一方法の開示が定められている場合についても、番号法に基づく開示を重ねて認めることとしている。

現行条例においても、番号法の措置を踏まえ、特定個人情報の開示について、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めることは妥当である。

諮 問 書

札行情第 887 号

平成 26 年(2014 年)12 月 10 日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 常 本 照 樹 様

札幌市長 上田 文雄

下記の事項について貴審議会の御意見を賜りたく、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年条例第 36 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき諮問いたします。

記

番号法制定に伴う札幌市の個人情報保護制度のあり方について

資料2

札幌市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

平成27年3月20日現在

氏名	役職	備考
石黒 匡人	小樽商科大学商学部教授	会長職務代理者
尾崎 英雄	弁護士	
河道前 伸子	一般社団法人札幌消費者協会副会長	
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
國本 昌秀	北海道テレビ放送株式会社役員待遇 CSR 広報室長	
嶋津 紀子	札幌商工会議所女性会参与	
常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授	会長
原口 誠	北海道大学大学院情報科学研究科教授	
山本 功	連合北海道札幌地区連合会副事務局長	

(五十音順)

資料3

札幌市情報公開・個人情報保護審議会での審議経過

	開催日	審議内容
第1回	平成26年12月19日	・諮問概要について
第2回	平成27年2月3日	・個人情報の定義について ・特定個人情報（情報提供等記録を除く）の目的外利用について ・情報提供等記録の目的外利用について
第3回	平成27年2月25日	・特定個人情報の提供について ・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求において任意代理人による請求を認めることについて ・特定個人情報（情報提供等記録を除く）の利用停止請求の事由の追加について ・情報提供等記録の利用停止請求を認めないことについて ・情報提供等記録の訂正の通知先について ・特定個人情報の開示請求に係る手数料の減免について ・他の法令による開示の実施との調整に関する規定について
第4回	平成27年3月20日	・答申案の審議
答申	平成27年3月30日	・市長へ答申